

## 北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議

(第 5 8 回)

### 議 事 錄

日 時：2023年3月24日（金）午後2時開会  
場 所：P C B 処理情報センター

## 1. 開　　会

### 【事務局・中尾課長】

それでは、定刻には少し早いのですが、皆様おそろいのようですので、ただいまから第58回北海道P C B廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中を会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道環境生活部で水・大気環境担当課長をしております中尾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、出席委員のご報告をさせていただきます。

本日は、村上委員からご欠席との連絡を受けておりまして、13名の委員の皆様に出席いただいております。

また、本日、室蘭商工会議所から、工業部会長の交代によりまして、今回から久保委員にご出席をいただいております。久保委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本日のスケジュールでございますけれども、会議はおおむね2時間程度を予定しております、16時には閉会したいと考えております。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、本会議では、議事録を作成しまして公表しております。ご発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。

また、ご参加の皆様には、新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願いしております。手指の消毒などについてご配慮いただきますようお願いいたします。

資料をお手元に配付させていただいております。次第に配付資料を記載してございますので、不足している資料等がありましたら、適宜、事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境保全局長の竹澤よりご挨拶申し上げます。

### 【事務局・竹澤局長】

皆様、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました北海道環境生活部の竹澤と申します。

船水座長をはじめ、委員の皆様、そして、関係機関の皆様におかれましては、大変お忙しい中、この円卓会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

北海道事業につきましては、この3月末で変圧器等の計画的処理完了期限を迎えますとともに、安定器等の処分期間も終了することとなっておりまして、いよいよ大詰めの時期を迎えるところでございます。

本日の会議では、定例議事でございます北海道事業の進捗状況等の報告に加えまして、年度末の会議で恒例の議事となっているJ E S C O北海道の長期処理の見通しなどについてご説明をいただく予定でございます。

委員の皆様には、限られた時間でございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局・中尾課長】

続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席いただいております環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長の松田様よりご挨拶をいただきます。

【環境省・松田課長】

皆様、こんにちは。

環境省の廃棄物規制課長の松田です。

委員の皆様、また、室蘭市、北海道の皆様には、この室蘭事業所でのP C B廃棄物の処理について多大なご指導とご協力をいただきまして、御礼を申し上げたいと思います。

このJ E S C O事業所でのP C B処理については、トランス、コンデンサーや変圧器、また、汚染物や安定器について順調に処理を進めてきているところでございますけれども、今日は、今の処理の進捗状況と今後の処理の見通しについてご説明させていただきます。

また、前回の会議でご議論いただいております福島の対策地域内廃棄物のP C B廃棄物に関して、放射線関係のモニタリングのデータについてご説明させていただくとともに、委員の皆様からいただいたご質問につきまして環境省から回答させていただくということも準備をさせていただいております。

環境省としては、引き続き関係者の皆さんと連携を図りながら、P C B廃棄物の安全な処理を進めて、一日も早く処理が完了できるように取り組んでいきたいと思っております。

本日の会議では、皆様からご意見を賜りまして、北海道のP C B処理事業の安全確保にさらに寄与していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局・中尾課長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、船水座長にお願いいたします。

2. 議 事

【船水座長】

今日は、よろしくお願ひします。

早速ですが、議事の一つ目ですが、前回会議の議事録についてでございます。

議事録につきましては、皆さん一度お目通しをいただいていると思いますが、何かご意見はございますでしょうか。

(意義を申し出る者なし)

**【船水座長】**

特段のご意見がなければ、この形で議事録を確定させたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(意義を申し出る者なし)

**【船水座長】**

それでは、そのようにしたいと思います。

二つ目の議事は、進捗状況等についてということで、まず、J E S C O からご説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

**【J E S C O ・ 松本所長】**

J E S C O 北海道事業所の松本でございます。

資料 2-1 から 2-5 までご説明させていただきます。

まず、資料 2-1 の J E S C O における P C B 廃棄物処理事業の現況という資料です。

こちらは、いつもどおり、全国 5 か所の事業所のイベントについて記載したものでございます。前回の会議以降、特に追記した事項はございませんので、細かな説明は省略させていただきます。

続きまして、資料 2-2 の北海道事業の進捗状況です。

こちらもいつもどおりの資料になりますが、一番最後の 9 ページ目をご確認ください。

前回、昨年の 10 月 26 日に円卓会議が開催されて以降、二つのイベントを追記してございます。

簡単ではございますけれども、資料 2-2 は以上でございます。

続きまして、資料 2-3 の稼働状況です。

まず、1 ページ目の当初施設の関係です。

受入れ状況の表になりますが、以降の表は、昨年 12 月末までの時点での集計したものとなっております。

おめくりいただきまして、当初施設の処理状況です。

表の一番下の黄色の網かけ部分ですが、変圧器類のこれまでの処理台数が 4, 117 台

で、隣のコンデンサーが6万8, 132台ということで、J E S C Oの登録数に対する処理の進捗率はそれぞれ99.2%、98%と進んできているところでございます。

3ページ目は、この1年間の各月ごとの変圧器、コンデンサーの処理の実績を示したグラフになります。

ご覧いただいて分かりますように、変圧器類のほうは数が少なくなってきており、コンデンサーの処理のほうが中心になっている状況です。

4ページ目は、P C B油を処理した数量の表になります。

5ページ目以降は、当初施設から払い出されたものの実績の表になります。

まず、5ページ目は、鉄、銅、アルミなどの有価物の払出しの実績の表です。

6ページ目は、素子、廃アルカリ等の産業廃棄物の払出し実績となります。

7ページ目は、P C B濃度が5, 000 ppm以下の無害化認定施設への払出し実績となっています。

当初施設に関しましては、特に問題なく順調に処理を進めてきている状況にございます。

次に、8ページ目からは増設施設の状況になります。

まず、8ページ目の受入れ状況です。

北海道と道外の15県と1都3県に分けた形で従来どおり数字をまとめてございます。

処理の実績は、右側9ページ目をご確認ください。

9ページ目の一番下の小さな表に数字をまとめております。

1道15県での処理重量4, 354トン、1都3県で5, 001トン、それぞれの処理の進捗率は95.7%、79.1%、合計して86.1%というところまで来ております。

最後に10ページ目ですが、同じく上のグラフがこの1年間の各月ごとの増設施設での処理重量のグラフになります。その下の表は、増設施設から出される産業廃棄物の払出し実績となっております。増設施設のほうも特に問題なく順調に処理を進めてきているところでございます。

資料2-3は以上です。

次に、資料2-4になります。

### 【 J E S C O ・ 小林課長】

J E S C O安全対策課の小林です。

資料2-4により、トラブル事象等について報告させていただきます。

まず、1のトラブル事象に関しまして、前回の監視円卓会議で報告以降、トラブル事象の発生はありませんでした。

次に、2の不具合事象等の公表件数について報告いたします。

9月1日から12月31日までに関する不具合事象件数ですが、当初施設で4件、増設施設で7件、不具合事象未満件数に関しましては、当初施設で2件、増設施設で7件とい

う状況でした。

資料 2-4 のご報告は以上です。

### 【J E S C O・野口審議役】

P C B 处理事業部の野口でございます。

それでは、資料 2-5 に基づきまして、北海道 P C B 处理事業所の内部技術評価結果についてご報告をさせていただきます。

冒頭、短い文章がありますので、読ませていただきます。

「中間貯蔵・環境安全事業株式会社では、P C B 廃棄物処理事業の円滑な実施のため、P C B 廃棄物の安全、確実な処理及び事故等の未然防止の観点から、処理施設の健全性及び運転・操業の確実性の確保と、これらの維持向上を図るため、『内部技術評価実施要領』を定め、全 P C B 处理事業所を対象に、各事業所年 1 回の内部基準評価を実施することとしている。」

北海道 P C B 处理事業所については、昨年 11 月に第 15 回内部技術評価を実施したが、指摘事項はなく、P C B 廃棄物処理事業の終盤を迎えて着実に操業が行われていること、また、処理施設の解体・撤去についても種々調査・検討が進められていることを確認した。」とすることでございます。

以下、資料に沿ってご報告させていただきます。

まず、1 の内部技術評価の仕組みでございますが、3 枚おめくりいただきますと、別紙 1 として内部技術評価実施フローをつけさせていただいております。

これは、例年、特に大きく変わってございませんので、ご説明は省略させていただきたいと思います。

2 の内部評価の計画ということで、評価対象事業所は北海道事業所、評価対象期間につきましては、令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までの 1 年間でございます。

続きまして、評価項目の設定でございますが、内部技術評価を実施するに当たりましては、内部技術評価チェックリストをつくりまして、それを基に評価を行ってございます。

内部技術評価チェックリストをつくるに当たっては、J E S C O の経営幹部会議、事業部会、作業安全衛生部会等からのご指導事項を踏まえてつくっております。

2) ですが、毎年、内部技術評価を実施するに当たりまして、重点評価項目を設定してございます。

令和 4 年度につきましては、その下にある 3 点に重点を置いて評価を行ってございます。

①として、年度処理計画どおりに処理が進んでいるか、また、処理施設の解体撤去段階での使用を含め、それぞれの設備の最終稼働時期を考慮した長期保全計画に基づく年度保全計画どおりに保全が実施されているか、②として、運転廃棄物の処理計画と処理実績はどうになっているか、③として、処理施設の解体撤去に向けた取組はどのようになっ

ているか、この3点に重点を置いて評価を行ってございます。

評価項目の件数でございますが、最後のページに別紙2として第15回北海道PCB処理事業所内部技術項目一覧表をつけさせていただいておりまして、トータルとして81項目について評価を行ってございます。

3の内部技術評価の実施ですが、北海道事業所につきましては、昨年の11月24日、11月25日の2日間で実施をしております。

評価方法でございますが、先ほどご説明させていただきましたチェックリストに基づきまして、事業所に来て関係者にヒアリングをしたり、関連図書、資料類によりヒアリングの結果などを確認する方法で操業状況等を確認してございます。

評価の区分でございますが、ここに3項目を挙げております。

適合については特に問題なしということですが、指摘につきましては、評価対象事業所に対して改善を指示するということで、これはマストでございます。

それから、所見につきましては、後ほど出でますが、良好事例ともう一つは、改善の余地があるのではないかということで検討されたいという2種類の所見がございます。

評価結果ですが、先ほどご説明申し上げました重点評価項目に対する評価を中心にご報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、処理施設の操業状況については、事業終了準備期間での営業物の処理継続や運転廃棄物の処理等に向けて、それぞれの設備の最終稼働時期を考慮した長期保全計画が作成され、それに基づく年度保全計画どおりに保全が実施され、着実に操業が行われていることを確認してございます。

2点目でございますが、運転廃棄物の処理については、事業終了準備期間内での処理完了に向けて、東京事業所からも運転廃棄物を受けていますが、そういったものを含めまして長期処理計画が作成され、また、内部技術評価の時点では、無害化処理認定施設への処理委託も含めて、おおむね計画どおりに処理が進められていることを確認してございます。

3点目でございますが、処理施設の解体撤去については、北海道事業所は他の4事業所とは異なりまして、内部技術評価実施時点では表立った議論は行われていませんが、将来的に具体的な議論が必要になった場合に備えて、ワーキンググループが設置され、諸課題の整理、本社・他事業所との情報交換等が行われ、また、基礎調査も計画されていることを確認してございます。

内部技術評価の結果ですが、先ほどご報告した81項目について評価を行いまして、その結果としては、指摘事項なし、適合81項目、そのうち2件に所見をつけてございます。

なお、前回、令和3年度分につきましても指摘事項はございませんで、所見2件についても適切に対応されていることを確認してございます。

1ページおめくりいただきまして、今回の所見と前回の所見に対する対応状況について記載させていただいております。

まず1点目の処理状況ですが、福島物の処理について記載をさせていただきました。本年8月に福島県対策地域内高濃度P C B廃棄物の処理を実施しているが、計画段階から環境省、地元行政様等との連絡を密にし、これまでに経験のない測定項目や各種予定の変更にも対応しながら、特に問題なく処理したことを良好事例として評価してございます。

2点目につきましては、設備保全ということで、P C B廃棄物処理事業も終盤を迎える、営業物の処理量も減少しているが、環境省の要請に対する地元回答として、営業物の処理が令和7年度末までとされたこと、営業物以外にも運転廃棄物等の処理も必要なことから、これらの処理に支障が生じないように、各設備の処理性能の維持管理に向けた対応をお願いしたい。

これが今回の所見2件でございます。

前回の所見につきましても2件ございますが、1点目は、プラズマ炉について、通常ですと温度を下げてから点検するのですが、温度を下げずにも点検できるようにということで、1,000度で使えるカメラの導入を検討中ということでございましたので、実用化に向けて検討の継続をお願いしたというのが1点目でございます。

対応状況につきましては、内部技術評価時点では、まだ完成レベルにまで至っていないということでしたので、最終的にはいろいろと検討されて完成品を目指して頑張っていただきたいということを要請してございます。

現状、どこが足りないかということで問題点として書かせていただきましたのは、カメラメーカーとしてはジェットエンジンの確認用として納入実績があるのですが、ここに書いてありますように、使用状況が若干違うということで、問題点が出ているということでございます。

その対策としまして、空冷をするとともに、いろいろとチャレンジしながら改善をしていっていますので、また実用化に向けて継続して頑張ってくださいということです。

2点目は、評価項目3-4ということで漏えい流出防止対策と管理状況ですが、これは、評価対象期間内で1件、評価対象期間外で3件のトラブルが連続して発生しているということで、安全・安定操業と環境保全がP C B廃棄物処理事業の基本であることから、操業管理面、設備管理面等の様々な観点からトラブルの未然防止に向けた取組の強化をお願いしたいということを所見として挙げています。

対応状況としましては、安全・安定操業と環境保全の確保に向けてトラブルの未然防止対策として以下の対応を取られていることを確認したということで、作業開始前の作業内容の確認と危険予知の周知徹底、トラブル未然防止に向けた教育の実施、新漏えい防止プロジェクトによる現場確認の実施という3点に重点を置いてやっていることを確認しております。

駆け足のご説明になりましたが、以上でございます。

**【船水座長】**

本当に駆け足で量が多いのですが、今の説明についてご質問はございませんか。

**【○○委員】**

今、最終的に洗い出しを終わったのかどうかよく分からぬのですが、最終的な洗い出しの事業はもう終了したのか、洗い出し事業によって、今、九十何%となっているところの分母がどのように変化しているのか、その辺のところを教えていただきたいということが1点です。

もう一点は、北海道事業所は、ほかの事業所と違って、次の在り方みたいなものを検討しているということが書いてあるのですけれども、ぜひ、将来的な在り方については詰めていただいて、今までほぼ20年間培った知見を生かした事業を模索して、雇用等を守つていただく、その辺のところが具体的になるようにご検討いただければと思います。

**【J E S C O・松本所長】**

最初の質問の分母の増える状況についてお答えいたします。

掘り起こしということで、まだ眠っているP C B廃棄物がないかどうかという調査は、主に行政さんを中心にかなり進めておりまして、ほぼほぼ終わりにきていると私どもJ E S C Oは認識しております。

新規登録がどうなっているかという点につきましては、変圧器に関しましては、ほぼ出ておりません。物が大きいので、すぐに見つかるという状況もあるかと思います。

一方、コンデンサーについては、直近でも登録が若干増えている状況にありますし、安定器につきましても、完全に止まったという状況ではなくて、僅かながら分母としては増えている状況にございます。

**【船水座長】**

今の件は、次の議事の長期処理の見通し中でももう少し丁寧なお話をいただけるかと思いますし、もう一つもそのタイミングでいいですか。もしくは、そういうお話の予定がなければ、今お答えいただきますか。

**【○○委員】**

そちらのときで結構です。

**【船水座長】**

ありがとうございました。

ほかにご質問などはありませんか。

**【○○委員】**

1点確認ですが、当初施設関係の処理状況に関して、先日来、ご尽力いただきまして福島の件数が入っているのかどうかということだけをお願いします。

**【J E S C O・松本所長】**

昨年8月に福島県からの廃棄物で処理したものは、この表に含めております。

例えば、資料2-3の2ページ目をご確認いただきたいのですが、ここに当初処理施設の処理状況の表があります。令和4年の8月のところに、小さくて非常に読みづらくて恐縮ですけれども、そのうち、対策地域内廃棄物ということで、内数として数値を記載してございます。

**【船水座長】**

ほかに何かご質問はございますか。

(特に発言する者なし)

**【船水座長】**

それでは、ただいまの説明についてのお話を一旦終わりまして、続いて、道からの説明をお願いしたいと思います。最後にまたご質問を受けますので、よろしくお願いします。

**【北海道・南部主査】**

北海道庁の南部でございます。

資料2-6及び2-7に基づき、モニタリング結果と立入検査の状況についてご説明します。

まず、資料2-6のモニタリング結果をご覧ください。

前回の第57回円卓会議において、その時点で結果が判明しているものについては既にご報告させていただいておりますので、それ以降のデータについてご報告します。新たに追加したデータについては、資料の中で赤字となってございます。

1ページ目は、道及び市実施分の周辺地域環境のモニタリング結果です。

8月以降、赤いデータとなっていますが、いずれの項目も環境基準値等をクリアしてございます。

2ページ目は、J E S C O実施分の周辺地域環境のモニタリング結果です。

10月以降が追記したデータとなりますが、こちらも環境基準値等をクリアしています。

3ページ目及び4ページ目は、排気、排水に係るモニタリング結果です。

3ページ目の当初施設道実施分は7月以降、それ以降は11月以降のデータを追記してございます。いずれの項目も排出管理目標値をクリアしております。

なお、4ページ目は、増設施設の2月のモニタリング結果で、まだ空欄となっていますが、こちらはJESCOから速報値で1系プラズマ排気の水銀について55マイクログラム／ノルマル立米という報告を受けてございます。

この件の詳細につきましては、資料4-1に基づき、後ほどJESCOからご報告いただく予定となっております。

5ページ目のボイラーの排ガスや騒音、振動に係るモニタリング結果については、温水ボイラーの排気と悪臭のデータを追記していますが、いずれも排出管理目標値をクリアしております。

最後の6ページ目は、前回報告したとおりとなっておりまして、変更はございません。

続いて、資料3-7の立入検査の実施状況をご覧ください。

前回は令和4年9月5日に実施した立入検査までご報告させていただいておりましたので、それ以降に実施した立入検査についてまとめてございます。

上の二つですが、昨年11月と12月に実施した立入検査は、排出源モニタリングの実施に合わせて協定及び廃棄物処理法に基づく立入検査を実施したものでございます。特に指摘事項はなしとなってございます。

一番下の3月6日に実施した立入検査は、先ほどご説明した1系プラズマ廃棄の水銀について、3月6日から再測定が実施されることとなったため、その実施状況を確認するとともに、処理状況等について詳しい聞き取り等を行ったものでございます。

以上、モニタリングと立入検査の結果についてご報告しました。

なお、水銀の件に関するご質問につきましては、後ほどJESCOから詳しいご説明がありますので、その際に併せてお受けしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 【船水座長】

ありがとうございました。

水銀の件は、議事の4番目のその他の中でもう少し丁寧な報告をいただいて、ご質問等を受ける形でいきたいと思います。

委員の皆様からご質問などはございますか。

### 【○○委員】

資料2-6でモニタリング結果をご報告いただいて、全て環境基準よりかなり低くなっているということで安全を確認していただいている。そろそろ処理施設の完了期間に近づいているので、これは年度ごとのご報告をいただいているのですけれども、この処理施設が稼働してから全体的に環境への影響は十分小さいことを一度確認していただく意味

で、トレンドといいますか、ベンゼンなどはかなり季節変動があるので、ただし、P C B は全国的にもどんどん下がってきていると思いますが、処理施設の最後になっていますので、次回以降で結構ですが、長期的に見てどういうトレンドであって、周辺環境への影響は十分小さい施設だったということを何らかの形でお示しいただければと思います。これらは希望です。よろしくお願ひいたします。

【船水座長】

何かレスポンスはありますか。

【北海道・南部主査】

ありがとうございます。

今回、水銀がちょっと高いというデータがあって、過去のトレンドを見直す機会がありまして、いい機会ですので、全ての項目について一度見直して、次回に何らかの形でデータを提供できるようにしたいと思います。

【船水座長】

では、よろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

特段のご質問がなければ、次の三つ目の議題に移りたいと思います。

長期保全計画と長期処理の見通しについて、資料3を用いての説明をJ E S C Oからお願ひいたします。

【J E S C O・田代副所長】

J E S C Oの田代でございます。

資料3-1により、北海道P C B 処理事業所長期保全計画について説明させていただきます。

これまでも説明させていただきますので、前半につきましてははしょって説明させていただきます。

1のはじめには、処理設備の安全・安定操業を維持するという目的で、長期保全計画というものを全社的に立ち上げております。

当初設備は平成26年11月、増設設備は平成27年6月に策定して、これに基づいて計画的に保全を実施していくということで、この保全は状況に応じて毎年見直しを実施し

ながらやっているところでございます。

2の長期保全計画策定の基本的な考え方ですが、1ページ目の下半分に図がございます。「保全」とありますて、故障・停止が起きた際の影響度、重要度、リスクの大きさに応じて、事前に起きる前に予防的な措置を行うのか、事後に起きてから交換するのかというところを、予防保全と事後保全に分けて保全を計画していくということです。

さらに、予防保全も、状況に応じてそろそろ交換したほうがいい、ちょっと振動が出てきたから交換したほうがいいというものを状態基準保全と言いまして、我々はCBMと呼んでおります。メーカー指定で、時間基準で交換を行うものはTBMと呼んでおります。事後保全はBMと呼んでおります。

次のページですが、3の長期保全計画の管理・運用と主な実施項目についてです。

そのページの中ほどに、その重要度ということで、こちらはAからF、設備停止区分というところでもaからcという形で、重要度、リスクを評価して、予防保全、事後保全の判断にしております。

その2)で、当初施設についての令和4年度の実績と令和5年度の主な予定について説明させていただきます。

ページをおめくりいただきと、A3判の資料3-1別紙1がございます。

こちらは、令和4年度、また令和5年度に実施予定の主要な保全計画の中身です。

トピックス的なところでは、令和4年度ですが、資料の真ん中に「搅拌洗浄12台」と四角で囲まれたものがありますけれども、②のダイヤフラムとフレキシブルホース交換は、昨年度に起きた漏えいを踏まえまして、ダイヤフラムとフレキシブルホースは全数点検を実施いたしました。その中で交換が必要だと思われるものは、令和4年度の定期点検の期間を狙って全ての交換を行ったものでございます。

こういったダイヤフラム、フレキシブルホースの交換を各所で行っておりますが、それ以外にも、下の設備共通の②に主要弁類とありますが、これらの交換も実施しております。

それから、令和5年度は青字で記載しております。

一例ですが、大きいところですと、下の設備共通の④の換気空調系ですけれども、さすがに換気空調系も長年使っていますので、ダンパーの交換も必要になっているということで、ダンパーの交換と窒素配管の交換、その上の冷水設備も交換して、空調系もかなりの更新工事を実施するという計画としております。

このような形で、点検整備もかなり大きい機械の更新あるいは交換をしている状況です。

続いて、3ページに戻りまして、(2)増設施設のところをご覧ください。

1) 管理・運用ですが、先ほどの当初施設同様、同じく重要度評価を長期保全計画に基づいて行っていますけれども、一つ目のポツで、増設施設はプラズマ溶融分解炉を使っております。このプラズマ溶融分解炉の耐火物は、年という単位ではございませんで、年に一炉について2回の交換工事を行うということで、1か月半かけて交換工事を行ってお

ります。そして、2炉ございますので、年4回の耐火物の交換工事を行っております。

そういった交換工事を行いながら、こちらの長期保全計画に定めた更新工事も実施しております。

A 3 判の別紙 3 をご覧ください。

こちらに、今年度に実施した内容と来年度に実施する内容の主なものを記載させていただきました。

例えば、増設処理施設の左上にプラズマ排気処理設備とありますが、令和4年度は、恒温チャンバ1スパン耐火物更新とございます。こちらは、排気が出たすぐのところに恒温チャンバがございまして、こちらは7スパンございます。その中の1スパン目の一番痛みやすいところですが、3年周期で交換を行っております。このように、TBMの場合には3年周期というのを定めて計画的に行っております。こちらは、3年周期は3回目の更新工事を今年度行ったということになります。

それ以外のトピックス的なものですが、下のほうを見てください。

共通設備につながっているところで、下から二つ目に換気空調設備がございます。

今年は、令和4年度、一つ目にありますが、ポンプの中の、こちらは点検整備では收まらず、部品の交換、ベアリングの交換等を行ったところでございます。

それ以外に、右側の電気計装設備ですと、ナンバー1オンラインモニタリングの装置の交換も計画的に行いまして、増設施設も当初施設も全て、オンラインモニタリング装置につきましては更新工事が終わった状況でございます。

来年度、令和5年度は、トピックス的なところを申しますと、当初施設も同様ですが、換気空調設備のR5の①冷温熱源機器更新でございます。こちらは増設施設の空調系で使用しているものですけれども、チラーの更新やボイラーの更新も必要になってきたという状況で、3か年計画で、来年度から大がかりな更新工事を行っていくというものです。

右側の分析設備でございますけれども、こちらも同様に、来年度に分析の空調設備を更新しなければいけないということで、増設施設も当初施設と同様に、こういった大がかりな機器の更新工事が必要になってきた状況でございます。

それ以外に別紙2と別紙4がございますが、こちらは、先ほど申し上げた長期保全計画の設備区分ごとの更新計画で星取り表をつけているものでございます。この星取り表に基づいて行っており、なおかつ、毎年見直しを行っているというものでございます。

資料3-1につきましては以上でございます。

### 【J E S C O・松本所長】

続きまして、資料3-2の長期処理の見通しについてでございます。

長期処理というよりは、1年、2年先ということになりますけれども、従来どおりのタイトルと書式でA4判1枚にまとめてございます。

まず、1の当初施設です。

- (1) 令和5年度以降の対象量ですが、ここに記載のとおりの数量を見込んでおります。
- (2) 処理計画は、今見込んだ数量ですが、令和5年度の欄に計画として入れております。変圧器類で8、コンデンサー類で510ということです。

ご覧のように、コンデンサー主体の処理となります。既に登録済みで搬入計画も調整している4月、5月に搬入されたものが510という見込みになるのですけれども、処理能力からいくと、年度明けの4月、5月ぐらいには終わるだろうという数量になります。

この数字には、先ほど〇〇委員からもありましたけれども、今後新たに掘り起こされる数字は見込んでおりません。ただ、一定はまだ出てくるだろう、登録されるだろうという想定はしております。510を処理した以降は、登録されるペースに合わせまして、ある期間を定めて集中的に処理を進めることになるのではないかという見通しを立てております。

続きまして、2の増設施設になります。

- (1) 令和5年度以降の処理対象量は、記載のとおりの数字を見込んでおります。
- (2) 処理計画ですが、こちらは令和5年度と令和6年度にそれぞれ850、436という数字を計画しております。

この背景についてご説明いたしますが、先ほどから何度も申し上げていますように、安定器類に関しても、掘り起こし、新たに見つかるもののが多少あるであろうということと、昨年に環境省のほうから、事業終了準備期間——この表で言うと令和7年度までが事業終了準備期間になるのですが、ここを活用した処理を進めていくという方向もお示されております。

それから、これまでここであまり触れたことがなかったのですけれども、安定器及び汚染物等といいましても、いろいろな品種、種別がございまして、大半が安定器という種別になるのですが、安定器の処理効率、それから、それ以外のものの処理効率に結構な差があります。具体的に言うと、その他汚染物という品目ですが、これは汚泥などが該当するのですけれども、これらのものは処理効率が悪く、スピードが遅いです。そういうことも踏まえまして、我々は今まで、これらについてうまくバランスを取りながら、安定器と混ぜながら処理を進めてきたわけではありますけれども、そういった品種間の処理スピードの差を考慮したときに、やはり一定量の安定器を残しながら、最後まで効率的に処理したいという意図も含めてこの計画を入れました。

今年度までのように、最大の数量を求めるというよりは、掘り起こしにより発見される量も含めた上で、事業終了準備期間を見込んで、バランスを考えながら処理を進めていきたいという計画をつくっております。

いずれにしましても、可能な限り早期の処理と安全確実な処理を進めるということには変わりございません。

資料3-2は、以上になります。

**【船水座長】**

ありがとうございました。

長期保全計画と長期処理の見通しについて説明をいただきました。

何かご質問はございませんか。

**【○○委員】**

先ほど○○委員からもご意見があったのですが、この施設は、非常に安全性を確保しながら、ある意味、今まで順調に来たかと思うのですが、なおかつ、関わっていただいた職員の方々も、いろいろな技術も含めて、体得していただいたと思います。

しかしながら、いずれ近年にこの施設の使命は終わるわけですが、その終わった後はどうなるかということについては、ワーキンググループ等で種々検討しているということなのですが、そのところはあまり公表してやっているわけではないのだろうと思うものですから、一般市民からすると分かりづらいということです。

つまり、私が申し上げたいのは、やはり雇用の問題もあります。230名ほどの従業員がいらっしゃいますし、一般設備もあるのですが、では、これを将来どうするのかということについては、もう少しこの会議の中でも明らかにできるところはしていただけたらありがたいと思います。私どもの任期はこの3月で終わるものですから、もしそういったことについて何らかの考え方があるのであれば、次期で結構でございますので、お知らせを願いたいと思います。

もう一つは、余計な心配だと思うかもしれませんけれども、日本海溝・千島海溝の大規模災害が昨年の秋に見直しをされまして、相当程度、この地域でも大きな地震や津波がある、言わば、防災対策を変更しなければならないということになったわけです。もしかすると、本市においても、1万人を超える犠牲者が出るだろうと言われているわけですから、そういうことを想定した場合、では、この施設はどういうことになるのか、つまり、地震あるいは津波への対応についても、何らかの考慮をして長期計画というものを、これはいつあるか分からることなから、そういうガードというのはある程度なされているのかどうか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

**【船水座長】**

まず、前半のほうは、今、そういうお願いがあったということですので、令和7年までで、ここでそれ以降のことについてどういう議論が行われているか、行われていないということを含めてでも結構ですけれども、そのことについて、次回以降、情報提供をお願いしたいということでしたので、よろしくご検討ください。お願いします。

二つ目の防災の対応については、現時点でどうなっていますということについてお話をいただけますか。準備が必要なら、ほかの質問を受けてからにします。

**【J E S C O・松本所長】**

今、具体的にどうというところまではないのですが、昨今、千島列島で地震が起きた場合にどういった対応をするかというマニュアルをつくりなさいという指示が消防のほうから来てございます。これは、J E S C Oだけではないと思うのですけれども、地域に密着した形で、当然、我々 J E S C Oは防災計画をつくっているのですが、それにプラスして、新たに千島列島の地震に対しての防災計画をつくりなさいという指示が来たことに對しては、一応、マニュアルなり手順なりを作成して、地元の消防に出したところです。

**【船水座長】**

分かりました。では、どんなものを出したのか、もし私たちが見られるようでしたら、次回以降で結構ですので、よろしくお願ひいたします。

**【J E S C O・松本所長】**

検討させていただきます。

**【船水座長】**

ほかにございませんか。

**【○○委員】**

いよいよ事業が後半に入ってきたのですけれども、この間、実際に、私が発見したわけではないけれども、たまたま私が関わったことで偶然にP C Bが見つかりました。これは高濃度ではなかったのですが、かかった費用を聞いて私もびっくりしました。

少し時間がたってきただので、国の助成制度を含めて、もう一回はつきり教えてほしいなと思うのですけれども、これから出てくるものとして、零細な事業所であってもなかなか出せないでいるところや、所有者がはっきり分からぬといふことも表に出てきそうな気配です。私どもは、この狭い地域の中で話をしても、もしかしたらと思うような事案にぶつかっているということでいけば、これから時期は、そういうところに対して、出せば大変な金がかかるから出せないでいるという実態がもしかったということを想定して、もっと費用がかからないような措置が取れないかどうかも含めてやらないと、結局、時期が過ぎても出ないのでそのままになっていたり、所有者がはっきりしないところがそのままになっていくということになります。

ですから、例えば、所有者が分からぬといふところは、今までの国のやり方でいけば、ほかの事案でいけば、結局、そのままずるずると行ってしまって、問題が残ったまま進むような事例がありますので、その点でいけば、そういうものが発見されたら、国がきちんと費用も含めて責任を持って処理をするということがこれから求められてくると思

うのです。

その辺について、現状と今後考えられることについてお考えがあつたら教えてほしいと思っています。

#### 【環境省・新保課長補佐】

環境省廃棄物規制課の新保と申します。お答えいたします。

まず、P C Bは、大きく高濃度と低濃度に分けられるところですけれども、低濃度のP C Bにつきましては、今、民間の廃棄物処理施設で、民民の間での処理ということで、自然の中で処理をしていただいているものですので、特段の補助制度は、処理に対する費用としての補助はございません。

一方で、J E S C Oさんで処理いただいている高濃度のP C Bにつきましては、先ほどご指摘をいただいたとおり、中小企業の方の費用負担が重く、なかなか処理が進まないということは、いわゆる環境管理上も非常に問題だらうということで、中小企業者向けの補助制度は現時点としてもございます。

また、ちょっとお話しeidaitaiたように、そもそも保管者に特段の責任がないといいますか、P C Bを持っていることに対する責任がないのだけれども、相続等の関係で手元に持ってしまっている方もございまして、そういう方には、特に手厚めな補助制度が現時点としてございます。

一方で、事業の終期が近づいているということになりますと、基本的にこの補助制度は早期に処理いただくことを目的として、ある意味、インセンティブという形で設定させていただいているもので、この期間までに処理をしてくださいという計画的処理期限が終わってから、あったので処理をしてほしいという話になりますと、早期に処理いただいた方のためのインセンティブということもあるって、そこで補助率が少し下がってしまうといった制度設計にしております。

そういうこともあるので、自治体とか関係者の方とよく連携して、なるべく期間内に早く掘り起こしが進むように調整をさせていただいているところでございます。

#### 【○○委員】

これ以上補助率を下げるという考え方はないですか。

今、私たちがマスクをしているように、この3年間、私どももいろいろな人とお会いしていて、昨日も4年ぶりに会いましたねという人にもお会いして、状況ががらっと変わっているという実態に触れて、私自身も驚いているという状況が社会的な状況として出ているわけです。なおかつ、期限があって、期限が切れた今までの補助については見直しをかけられるという状況も含めて、ある意味では安いうちにやりなさいという促進のように聞こえるのだけれども、逆に言えば、逃げてしまうということになると思うのです。

僕は、この期間にやり切るという國の姿勢を示すべき時期に来ていると思っています。

特に、僕らも地方に行って、昔、ホテルだった跡地をのぞいたら、もしかしたらあれは違うのかなと思うようなところもあって、これは誰も責任が取れない状況だと思うのです。ですから、そこの地元の自治体が主としてそれを拾い上げて、国が責任を持って処理をするということですね。今だったら、処理する責任を持っている人が誰もいないわけだから、そういう点では、特段の考え方を示す時期にちょうど来たのではないかと私は思います。

その点で検討をお願いしたいし、事業者の方々に、本来であればこれだけのお金だけれども、事業規模によっては、これでもう一回できますよ、さらに下げますよという宣伝を、ちょうど今は3月ですから、ある意味ではいい時期だと思うので、この3月、4月でそういうことができればと私は思っています。

僕らも、こんな狭いまちの中でも、昔から住んでいるせいもあって、あそこはたしか工場があったはずということも含めて心配なことがたくさんありますね。それは、日本中にあると思うので、ぜひそこを再検討してほしいと思っています。

#### 【環境省・新保課長補佐】

まず、基本的には、先ほど申し上げたとおり、早期に処理いただくためのインセンティブとしての補助という位置づけがありますので、やはり、先に処理していただいた方よりも補助率を上げるという対応は、公平・中立性の観点から難しいと思っています。

一方で、状況に応じた対応という意味では、少しご要望とはずれるご回答になってしまふかもしれないのですが、例えば、北九州のほうで、トランス、コンデンサーの処理というものが大分早期に閉じております、その後、処理先がなくてしばらく継続保管していたといった事例がございました。

それにつきまして、先般、大阪と豊田のほうで広域処理で受け入れていただいて、今年度に実施しているところですけれども、処理先が変わることによって収集運搬の距離が延びてしまつて、そこで費用が上がってしまうという問題がございます。その点につきまして、これまでエリア内での処理を想定して補助の上限額を設定していたのですけれども、広域処理という新しいオペレーションが発生したことを踏まえて、その上限額の見直しということも中で検討しております。

そのように、状況に応じた形で補助の在り方を環境省の中でもしっかりと検討してまいりたいと考えております。

#### 【船水座長】

ありがとうございます。

#### 【○○委員】

今のお話に関連するのですけれども、今回の資料2-3の稼働状況の受入れ状況の数字

についてです。要するに、処理完了期限として、去年の3月に変圧器で、今年の3月に安定器だったと思うのですが、駆け込みといいますか、実際に受入れ量が急増しているという状況は、多分、資料2-3の1ページ目を見る限りは、変圧器に関しては、数字がほとんど増えていませんので、多分なかったのではないかと思うのですけれども、安定器は、小さい事業所もたくさん持っておられるので、データはないのですが、1月、2月でかなり受入れ量が急増しています。それで、先ほどのお話で、3月に間に合わないので、その後、4月以降も登録という事業者が多いという見通しになっているのか、その辺を教えていただければと思います。お願いいいたします。

【J E S C O・松本所長】

北海道事業に関しては、例えば、保管者は、計画処理完了期限の1年前までにJ E S C Oと委託契約してくださいという処分期間というピリオドを設けてやるのですが、その期限に近づいたときに、多少、その契約数が増えたと。一応、法律の期限になっていまして、そこまでに契約しなければいけないということで、契約件数としては多少増えてきたというところは、我々としても活動をしていますので、そういう傾向は見られます。

ただ、処理に関しては、その後、実際に事業所に持ち込む時期はまた別になりますので、年度末に搬入物が増えるという際立った傾向は特にありません。

【船水座長】

ほかに何かご質問はありませんか。

【○○委員】

最後の追い込みの時期になるのですけれども、そのために、今、全国的に廃屋を撤去するためのいろいろな条例ができたりしていますが、そういうものと連動した形で、最後の最後に廃屋の中にある可能性がありますから、そういったものと連動した形で最後の追い込みをすると、廃屋に関しては、各市町村がかなりデータを持っておりますので、そういったところと連動させて最後の洗い出しをしていただければと思います。

【船水座長】

この件はよろしくお願ひします。

ほかに何かございせんか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

では、この件は終わりにさせていただいて、その他に移りたいと思います。

資料にありますように、3件ほど説明・報告事項があると思います。

まず最初に、資料4-1の増設施設1系プラズマ溶融分解炉排気中の水銀再測定について、JESCOからご説明をよろしくお願ひします。

#### 【JESCO・小林課長】

資料4-1の増設施設1系プラズマ溶融分解炉排気中の水銀再測定についてご報告させていただきます。

まず、事象の概要になります。

定期的なモニタリングとして、2月14日に1系炉及び2系炉の排気中の水銀測定をいたしました。

こちらの結果ですが、2月22日に測定業者から速報が届きまして、1系炉の水銀濃度が55マイクログラム／ノルマル立米、排出管理目標値に関しましては50マイクログラム／ノルマル立米でありますので、超過していたということが判明いたしました。同日、こちらの結果は、北海道様及び室蘭市様へご連絡を差し上げています。

当日、1系炉で処理を行っていました処理物に関しましては、通常の安定器、小型電気機器、また、当事業所運転廃棄物を処分しておりましたが、これらの中に処理に当たって注意を要するものはないものと認識しております。

なお、水銀につきましては、環境省の通知において評価方法が示されています。具体的には、下の四角のアンダーラインの部分になります。

水銀に関しましては、定期測定におきまして、排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、水銀排水施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに計3回以上の再測定を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価するとなっております。

資料の説明はこれらで以上になります、あとは口頭での報告になります。

これらの再測定については、3月6日、7日、8日に行っております。これらの3回分と定期測定分を含めました計4回の測定値で評価を行った結果、47.5マイクログラム／ノルマル立米という結果が得られております。基準の超過には当たりませんでしたが、高い値を得られております。

原因につきましては、現在、調査中です。例えば、これまで溶融したものに含まれていた水銀が何かしらの形で炉内の排気処理系統に残留しているなどの可能性が考えられると思っております。

このため、応急処置としまして、再測定の結果が判明しました14日の次の日の15日に、セーフティネット活性炭を予備のものに切り替えて対応をしました。そして、先週の3月16日、17日に予備のセーフティネット活性炭に切り替えた後の排出ガス中に含まれる水銀測定をしております。これらの結果ですが、16日に測定した分が0.59マイクログラム／ノルマル立米、17日に測定した分が検出下限値未満という結果であり、十

分低い値であることを確認しております。

なお、原因の調査としましては、プラズマからの排気処理に関しましては、活性炭など、幾つかの排気処理施設があります。こちらのほうは幾つかの施設を通過しておりますので、これら排気処理系統の途中の地点での水銀濃度の測定を計画して、本日の24日と明日の25日の2日にかけて実施いたします。

こちらの調査が終わりました後、水銀が高濃度となったプラズマ1系に関しましては、速やかに停止工程に入り、今回の原因究明のほか、炉補修工事を行う予定としております。

原因の究明、対策に関しましては、現在行っています測定結果も踏まえて検討いたしますが、現時点では、四つの案に関して対策を考えております。

まず一つ目に、工事期間中に活性炭等の排気系統での交換が可能なものの交換、元から予定していた炉内の耐火れんがの交換等を実施いたしたいと思っております。

二つ目に、排気処理系統の活性炭などで水銀濃度が測定できるものがあれば、こちらを測定したいと考えております。

三つ目としまして、排気処理系統に関しましては、現在、ダイオキシン除去を目的に、バグの前で粉末活性炭を噴霧しております。ここに、同じくプラズマ炉があります北九州事業所において12月頃から導入を開始しております水銀除去用の粉末活性炭を入れることを検討しております。

また、四つ目としまして、搬入されたものに水銀の混入があるかないかのチェックを強化することを検討しております。

なお、再稼働後に関しましては、従来、3か月に1回、排ガスの測定を行っておりましたが、こちらの頻度を上げて状況の確認をしていきたいと思っており、頻度に関しましては、現在、測定業者と調整させていただいております。

以上、ご報告になります。

### 【船水座長】

ありがとうございます。

この報告について、何かご質問はございませんか。

### 【○○委員】

ありがとうございました。

一般廃棄物の焼却施設については、いろいろな施設でも時々かなり高くなることがあって、例えば、ホームページで公開されている自治体の例でも30マイクログラム／ノルマル立米とか、40マイクログラム／ノルマル立米とか、ぎりぎりまでになっているケースも多く、大都市の家庭用のいろいろな機器が入ったとしても、どうしても水銀が出てします。水銀は、法律が今までよりも非常に厳しくなって、今、50マイクログラム／ノルマル立米ということになっているのです。ただし、50マイクログラム／ノルマル立米

ぐらいのものが出たとしても、それが大気中で拡散するので、それがいいというわけではないのですが、労働安全基準でいうと、その半分ぐらいの大体25マイクログラム／立米が私たちの作業環境の中での基準なので、そういう意味では、それが拡散されたとしても影響は小さいので、リスクとしてはそれほど高くはないのですけれども、水銀条約で日本が定めたところですね。ただし、焼却施設の場合、その施設を止めてしまったデメリットのほうが大きいです。ぎりぎりのものを懸念してずっと長期間止めるというのは非常に懸念があるので、今回は再測定という形になっているのですけれども、この溶融施設だけではなくて、一般廃棄物の焼却施設でも起こり得る事例だということです。

それから、先ほどお話しいただいたように、原因究明と言うと、古い機器、安定器とかパーツがたくさんあるものを受け入れられているので、恐らく、一般廃棄物の焼却施設に持ち込まれる機器と同じようなものよりも、さらに水銀が入っていると思います。例えば、1個に水銀が10CC入っていると、環境基準で言うと、大体100万倍ぐらいのガスで濃縮しないと55マイクログラム／ノルマル立米にならないので、本当に水銀が入っている機器が1個入るだけでもオーバーしてしまうという非常に厳しい基準です。ですから、瞬間的に出たとしても、それが経常的に入っていなければ大丈夫だという判断なので、今回のような対策になっているということだと思います。

ただし、受入れのときの、先ほどお話しいただいたように、古い機器のパーツのところに恐らく入っているのではないかと思いますので、そちらの目視での監視の対応をお願いいたします。コメントです。

### 【船水座長】

ほかにご質問やご意見はありませんか。

(特に発言する者なし)

### 【船水座長】

それでは、私からも一言申し上げますが、今、○○委員がおっしゃったように、どこから入ったわけですね。その入ったものが全部出たのか、汚染された場所があるのかというのをチェックされると思います。施設の中に汚染の場所がもしあれば、また動かし始めたときに困ることになりますから、その確認を丁寧にお願いできればと思います。特に止めてきちんとやられるということで、現時点では切り替えて排出がほぼゼロで測れないぐらいのレベルになっていますので、止めていただいた後で、汚染の場所をきちんと見ていただきたいです。もしうまく見つけることができたら、汚染物質の処理といいますか、最終的な扱いもきちんと法令にのっとってやっていただければと思います。よろしくお願ひします。

この報告の件は以上とさせていただこうと思います。

それでは、二つ目の資料4－2の福島県対策地域内廃棄物の処理に係るモニタリング結果について、事務局から説明をお願いします。

### 【環境省・小野寺調整官】

環境省の福島地方環境事務所の小野寺でございます。

資料4－2－1につきまして、恐縮ながら着座でご説明を差し上げます。

資料4－2－1をご覧ください。

福島県の対策地域内の高濃度PCB廃棄物につきましては、昨年8月に本施設において処理をさせていただきました。ご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございました。改めまして御礼を申し上げたいと思います。

その際に、環境への影響がないことを確認するために、この事業所内において、空間線量率と排気中の放射能濃度の測定を下の図に示すような箇所で実施してございます。

処理後、昨年の11月と今年の2月の計2回、それぞれ1週間にわたりまして、連日、空間線量率と放射能濃度について測定してございます。

おめくりいただきまして、次のページには、その結果の詳細をお示ししてございます。

昨年11月、本年2月に空間線量率と排気中の放射能濃度の測定を行った結果、空間線量率につきましては、各地点ごとに0.02マイクロシーベルト／アワーから0.04マイクロシーベルト／アワーでございました。

また、排気中の放射能濃度につきましては、いずれの地点でも検出されないNDという結果になってございます。

まず、左側の表をご覧いただきますと、太線で囲みました二つの列がございます。処理後と書いたところをご覧いただきますと、先ほど申ししたように、0.02マイクロシーベルト／アワーから0.04マイクロシーベルト／アワーの範囲になっていることがご確認いただけるかと思います。

また、右側の表ですけれども、排気中の放射能濃度の測定結果につきましては、いずれの箇所ともNDという結果になってございます。

簡単ですが、以上、ご報告とさせていただきます。

### 【北海道・南部主査】

引き続き、北海道庁から、資料4－2－2についてご説明させていただきます。

資料4－2－2は、道によるクロスチェックの結果でございます。

こちらは、環境省が行う空間線量率の測定に合わせてクロスチェックを行ったものであり、環境省が実施した11月の測定に合わせて、11か所の測定地点の全てについて、1日3回の空間線量率の測定を実施してございます。

結果については、資料にありますとおり、全て環境省の測定結果と同程度ということでございました。

非常に簡単ですが、説明は以上です。

【船水座長】

ありがとうございました。

それでは、今のご報告についてご質問等はございませんか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

それでは、三つ目の報告に移らせていただきます。

今日の最後の報告になると思いますが、資料4-3の前回会議における委員からのご質問及びそれに対する回答について、事務局からお願いします。

【北海道・南部主査】

まず最初に、北海道庁から資料4-3の概要についてご説明をさせていただき、回答については、順次、関係機関からご説明させていただきます。

前回の会議における委員からのご質問のうち、福島県対策地域内の高濃度PCB廃棄物の処理に係るご質問の一部については、船水座長のご提案により、会議後に改めて各委員に趣旨を確認させていただいた上で、今回の会議で回答させていただくこととしておりました。

この資料は、事務局において議事録を基にご質問を整理させていただきまして、その内容について、ご質問された委員に趣旨を確認させていただいた後に、関係機関で回答を作成したものでございます。

ご質問は全部で7問あります、(1)から(4)までは環境省、(5)は環境省とJESCO、(6)と(7)は北海道が回答を作成しております。

それではまず、環境省様にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【環境省・小野寺調整官】

環境省福島事務所の小野寺でございます。

引き続き、ご説明させていただきます。

まず、資料4-3の(1)の〇〇委員からのご質問でございます。

表面汚染密度の測定に関して、JAEAからの指導はどのようなものであったのか、特にバックグラウンドの測定方法について問題があると思うので、どういう指導であったかを明確にしてほしいというご質問をいただきました。

下の回答の部分をご覧いただければと思います。

一昨年になりますが、9月10日、JAEAの福島研究開発拠点安全管理部所属の3方

に、環境省の委託業者が表面汚染密度測定を実施する様子をウェブカメラを通じて確認していただいております。そのときのバックグラウンドの測定方法につきましては、これまでの円卓会議でご説明してきたとおりでございまして、周辺の空間の放射線を測定してございます。

下の図もご確認いただければと思いますが、第56回監視円卓会議の場で、このような資料でご説明をさせていただいたおったところです。

その際にJAEAの方からいただいたご意見としては、スクリーニング時の時定数、それから、安定器を保管している倉庫内の測定場所でバックグラウンドの測定を行うことについて、適切であるという評価をいただきました。

資料をおめくりいただきまして、(2)でございます。

これも○○委員からですが、表面汚染密度や空間線量は、サーベイメータではCPMで測って、それを換算しているが、環境省はどういう形で換算しているのかというご質問をいただきました。

下の回答をご覧いただければと思います。

換算式につきましては、下に示しておりますとおり、表面汚染密度を出す際には、計数值、機器効率、検出器有効面積、線源効率などを踏まえまして、このような式で換算してございます。これは、JISのZ4504にのっとったものになってございます。

続きまして、(3)でございます。

4ベクレル／平方センチメートルについて、放射性同位元素等の規制に関する法律を準用しという説明があったけれども、この準用とはどういう内容なのか、言葉の使い方が間違っているのではないか、具体的に説明していただきたいというご質問をいただきました。

こちらの回答につきましては、また下をご覧いただければと思いますけれども、放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域内廃棄物には、ご指摘の法令は適用されません、処理に当たって、対策地域から室蘭市へ搬入する際、地元の皆様の安心・安全を確保するために、ご指摘の法令の考え方を参考にしまして、放射線管理区域からの物品の持ち出し基準である4ベクレル／平方センチメートルを満たしていることを自主的に確認しましたという趣旨をご説明いたしたところでございます。

続きまして、(4)をご覧いただければと思います。

環境省は、福島第一原発の中にあるPCB廃棄物の処理計画を把握しているのか、分かっているのであれば発表してもらいたいというご質問をいただきました。

ご回答は、以下でございます。

東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている廃棄物につきましては、放射性物質汚染対処特措法第9条の規定によりまして、関係原子力事業者たる東京電力の責任において処理を行うものとされてございます。

PCB廃棄物につきましても、JESCO北海道事業所では処理は行わず、福島第一原

子力発電所の構内において廃炉作業の工程等を踏まえながら処理を実施すべく、東京電力において処理方法等の検討が進められていると認識してございます。

高濃度P C B廃棄物につきまして、現時点で具体的な処理計画について公表されているものはないとの承知をしておりますけれども、引き続き、検討状況を注視するとともに、P C B廃棄物の無害化処理が適切に行われるよう、環境省としても技術的な助言等の対応を行ってまいりたいと考えてございます。

それから、（5）でございます。

J E S C Oのホームページで、「中間貯蔵事業は福島で行うものであり、現在J E S C OがP C B処理の各事業所で行っている事業とは、完全に切り離して実施されるものです。したがって、P C B廃棄物処理事業を行っている各事業所では、引き続きP C B廃棄物のみを処理することとしています。」という説明がございますが、これをどう考えたらいいのかというご質問をいただいておりました。

こちらについては、J E S C Oの中間貯蔵事業は、福島県内の除染で発生した除去土壌等を、最終処分が行われるまでの間、福島県の大熊町と双葉町に設置しております中間貯蔵施設において保管または処分することを指しているものでございます。

J E S C Oの事業範囲については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の第7条第1項の第1号から第5号までに具体的に記載されております。そこで、今回の対策地域内廃棄物である高濃度P C B廃棄物の処理は、このうち、第4号に規定する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。」に附帯する業務として、同項第6号に規定する「前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。」に基づきまして実施をしたものでございます。

#### 【J E S C O・柳田次長】

引き続き、J E S C O本社の柳田よりお答えいたします。

J E S C Oのホームページの説明についての件でございます。

J E S C O北海道P C B処理事業所は、環境省から処理委託を受けた対策地域内の高濃度P C B廃棄物の無害化処理を行ったものであり、除去土壌の保管等を行う中間貯蔵事業を行ったものではないということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

#### 【北海道・南部主査】

最後に、北海道分の回答についてご説明申し上げます。

まず、4ページ目の上の（6）でございますが、福島県対策地域内廃棄物の処理に係る環境省と道との調整、協議について、関係団体が情報公開請求を行ったが、全て不存在との回答であった、なぜ記録を残さなかったのかというご趣旨のご質問でございます。

回答でございますが、まず、福島県対策地域内の廃棄物の処理については、複数回にわたり公文書の開示請求がございまして、ここに記載のとおり、環境省からの依頼文書や道

から環境省への回答に係る決定書、また、現地確認の結果や有識者への意見聴取の結果などの公文書を開示しております。

第55回監視円卓会議でも、この会議の開催有無についてご質問を受けましたが、本件に係る国への回答については、会議形式で決定したものではないため、会議は開催していない旨を回答させていただいたところでありまして、会議記録の開示請求については、同じ理由で不存在との回答をさせていただきました。

なお、従前からのご説明の繰り返しになりますが、経緯や判断に至った考え方については、資料として取りまとめて公表し、環境省への回答に当たっては、文書による決定行為を行ってございます。

続いて、（7）は、道内での放射性物質の除去や処理についての経験、事例があれば教えてほしいというご質問でございます。

ご質問の際に、例えば、泊原発などではとのご発言がありましたので、泊の状況について回答に記載してございますが、北海道電力によると、泊発電所では、発電所の運転などに伴い、放射能レベルの低い低レベル放射性廃棄物が発生しており、そのうち、固体状のものについては、発電所敷地内において焼却や圧縮処理が行われ、ドラム缶に詰めるなどして敷地内の貯蔵庫に保管された後、青森県の低レベル放射性廃棄物埋設センターにおいて埋設処分されているとのことでございます。

なお、道内では、このほか、医療機関や研究機関でも放射性物質を使用されておりますが、各種関係法令に基づき、適切に処理されているものと承知してございます。

以上、長くなり恐縮ですが、ご意見の概要とそれに対する回答についてご説明させていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

### 【船水座長】

ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただきました件について、ご質問等がありましたらお願いします。

### 【○○委員】

（1）ですが、バックグラウンドの測定方法についておかしいと言っているのは、時定数とか、機器のことを言っているわけではないので、そんなことを幾ら言っていただいても関係がない話なのです。

バックグラウンドの測定に、その方向に向けてではなくて、いわゆる空間線量率をバックグラウンドにしていることについて問題にしているわけです。

私が言っているのは、論文も既につけて話しているのですが、放医研や森林総研の先生方がやっている研究では、空間線量をバックグラウンドにはしていないわけです。論文として、そういうものがあるのです。環境省は空間線量をバックグラウンドにするというのは、

学問的に二つのバックグラウンドがあって、どうなるかということが問題なのです。

これは、環境省の考え方間違っているというのは、前回、第57回の議事録の14ページに話をしているところがありまして、サーベイメータは、 $\beta$ 線と $\gamma$ 線が測定できますが、いずれもこの提案にいただいているように、汚染されていない機器に向けて測定しますと、測定しようとする機器そのものによって、周辺から飛んでくる $\beta$ 線が遮断されてしまますと書いてあるのです。表面汚染を測定しているときは、その機器に向けて測定しているわけですから、遮断されているわけですね。一方では、遮断されていないものをバックグラウンドにするというのはおかしいと私は言っているので、その点について、前回、指導された方をここに呼んだらどうかということを船水座長が言われました。それでもいいけれども、簡単なことだから、こうやって測れますよというマニュアルがあれば、わざわざ来てもらわなくてもいいですよということを（事務局の）南部さんと数日前に話したわけです。

今日は来られないと思うのですが、福島から来られていますか。

#### 【北海道・南部主査】

環境省の福島事務所の方は、今、来られています。

#### 【○○委員】

そうではなくて、指導された方です。

#### 【北海道・南部主査】

JAEAの方は来られていません。

#### 【○○委員】

いないですね。

では、なぜマニュアルを持ってこなかったのですか。マニュアルがあれば、来なくともいいと私は言ったのですよ。そうではないのですか。

#### 【北海道・南部主査】

趣旨確認の際に○○委員に申し上げましたとおり、前回の議事録の中で、委員が来なくてもマニュアルや説明があればということで承っていましたので、環境省に、委員を直接お呼びするのではなくて、環境省で調べたことを回答してくださいという形でお願いしておりました。

#### 【○○委員】

マニュアルを持ってきてくださいと言ったのですけれども、なぜ持ってこなかったので

すか。

【北海道・南部主査】

○○委員からのご質問は、委員からどのようなご指導を受けたのかというお話で承っていましたので、委員からの指導内容をご回答してくださいということを環境省にお願いしていました。

どこのマニュアルのことを J A E A の専門家の方からご指導を受けたのかというところまで確実に回答してくださいというところまで求めなかつたので、それは私の手落ちだつたかもしれません。すみません。

【○○委員】

もうこれ以上やってもしようがないので、次に、その人に来てもらってください。私が質問します。それで（1）番は終わりにします。これ以上は追及しません。なぜやらなかつたかどうかということを幾ら言つても意味がないですからね。

ついでに、別項になりますが、私に関係することを言つてもいいですか。

【船水座長】

ほかにご質問をされたい方はおられますか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

では、どうぞ。

【○○委員】

（2）番に行きます。

（2）番目は、こういう表面密度の汚染の測定の仕方というのは、ネットで調べたら全部出てきますから、これは調べれば誰でも分かることで、そんなことを質問しているわけではないです。産総研の資料としては、何 C P M あつたら、それはどれぐらいの表面汚染になりますよと。それから、C P M から換算するとすれば、いわゆる大気中の空間線量になりますよという表があって、実際にネットに出ているのです。

ですから、環境省には、そういう表があるだろうから出してくださいと言っているのです。こういう数式はどこにでもあるものですから、これを聞いているわけではないです。産総研が出しているような表があるので、それと同じなのか違うのかということも知りたかったので、それを出してくださいと言いました。これも次に出してください。

ほかにもあるのですが、続けていいですか。

**【船水座長】**

ほかの方から手が挙がっていないので、どうぞ。

**【○○委員】**

J E S C O のホームページでこういうふうに書いてあるということはここで繰り返しませんけれども、J E S C O は、もちろんP C B の処理をやることと中間貯蔵をやるというのもう法律で決まっているわけですが、ここは中間貯蔵は関係ないです。

P C B 処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の第2条には、P C B 特措法で処理を行うと書いてあります。P C B 特措法では、放射性物質は扱えないのです。それはもう分かっていますね。だから、なぜ福島の放射性物質を扱ったのかということを答えていただいたらいいということです。それについては答えていません。

第7条はどんな事業をするかを書いてあるだけの話で、ここを幾ら言ってもしようがないのです。第2条にP C B 処理はP C B 特措法で行うと書いてあるので、放射性物質は扱えないのです。そういうことをなぜしたか説明してくださいという意味ですから、それは説明していただかないと困ります。

それから、なぜここでJ E S C O が答えているのかよく分からないのですが、私はJ E S C O には何も聞いていないのです。汚染土壤の保管を行うものではありませんとありますが、そんなことをするものではないというのはちゃんと分かっていると書いてあるのに、そんなことを答えてもらってもしようがないです。

**【船水座長】**

質問の趣旨がうまく伝わりませんでしたというお話を理解してよろしいですか。

**【○○委員】**

そういうことです。

だから、(1)番目はもう一回やり直してください。(2)番目は表を出してください。(3)番目は、はっきりP C B 特措法で放射線放射性物質は扱えないと書いてあるのに何で違ったか、これは答えてください。

**【船水座長】**

では、最後の件をお願いします。

**【環境省・小野寺調整官】**

では、(5)番のところでございます。

今、ご質問いただいたのは、P C B 廃棄物につきましては、P C B 特措法で処理を行う

となっていて、その中で放射性物質は扱えないとなっているのに、なぜ行ったのかというご質問でございました。

今回、JESCOの北海道事業所におきまして、PCBの対策地域内の廃棄物を処理したことにつきましては、これまでも少しご説明をさせていただいたと思いますけれども、放射性物質汚染対処特措法に基づいて策定された基本方針がございます。

これは平成23年11月に閣議決定をされたものでございまして、その中にこのような記載がございます。

現行の廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理体制、施設等を可能な範囲で積極的に活用し、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を進めていくことが重要であるということで、これは平成23年の閣議決定文書でございますけれども、このような記載を踏まえて、こちらの施設で処理を行わせていただいたものでございます。

【環境省・成田次長】

補足をさせていただきますと、JESCOにおいては、ご存じのとおりPCBの処理をしておりますので、今、小野寺から申し上げたとおり、閣議決定された基本方針において既存の施設を活用するとされており、これに基づいて活用いたしました。このJESCOにおいて行ったことは、放射性物質の処理ではなくて、ご存じのとおり、PCBの処理ということになります。

放射性物質については、既に福島でほぼ拭い去っておりますので、放射性物質自体の処理をこのJESCOでは行っておりません。

以上、補足です。

【○○委員】

そういうのを言葉のあやと言うのですけれども、JESCOで放射性物質を拭っているのではなくて、そこへ持ってきたものに放射能がついたら駄目というのがPCB特措法です。

【環境省・成田次長】

我々は、そのような記述はないと認識しております。

【○○委員】

いえ、それはあります。

放射性物質で汚染されているものは処理できないのです。それは、廃掃法の第2条にありますからね。

【環境省・成田次長】

すみません、その条文も承知しております。承知した上で、様々な法令の全体的な規定を見て解釈して運用しているところでございます。

【○○委員】

私は、それは認められないと言っているのです。可能であればと書いてあるのですが、可能ではないのですよ。あなたたちが言うように、2014年にいわゆる中間貯蔵の法律ができているわけですから、当然、福島の放射能についてはもう意識があるはずなのです。それにもかかわらず、放射性物質は扱いませんというふうにQ&Aにも書いてあるのです。だから、それは不可能なのですよ。不可能なことをやっているのです。そこは、幾ら言っても駄目です、それは。

【環境省・成田次長】

そこは、我々との解釈の違いということになります。

いずれにいたしましても、既存の施設を活用するということで、政府全体の方針として閣議決定しておりますので、我々としては、そういう方針に基づいて、法律を解釈して運用しているということでございます。

【○○委員】

閣議決定は法律ではないでしょう。

【環境省・成田次長】

法律ではございません。

【○○委員】

法律では、P C B特措法でやるということが明記されているから、いわゆる福島の特措法はここでは使えないのです。

【環境省・成田次長】

その条文も承知しておりますが、我々はそういう解釈を取っていないということでございます。あくまでもP C Bの処理を進めるために、既存の施設を活用するという方針が閣議決定に書いてあります。当然、我々も全ての法律を意識した上で、閣議決定の文書をつくって、政府全体で決定をしております。

【○○委員】

P C Bについて、言葉が明記されていますか。

**【環境省・成田次長】**

P C Bについてといいますか、我々は、ありとあらゆる法律を解釈した上で閣議決定を求めております。

**【○○委員】**

ありとあらゆるではなくて、P C Bも処理できると書いてありますか。

**【環境省・成田次長】**

いずれにいたしましても、我々は、当然、違法な閣議決定というのは避けなければならないと思っておりますので、関連の法令を全て意識した上で、法律にのっとった閣議決定をしておりまますし、その閣議決定に基づいた方針で、今回、J E S C Oに処理を委託したことございます。

**【船水座長】**

今、議論になりました。つまり、質問の答えをいただいて、その答え云々に関しては、解釈という言葉を使いましたけれども、それぞれの考えが違っているということが分かりました。ということで、一区切りでいいですか。

では、どうぞ。

**【○○委員】**

私も今のことについてびっくりしていました。

私は、あなたがどういうお立場かはよく分かりませんけれども、いわゆる自分たちのやっていることを正当化するという考え方のようです。私の質問のいわゆる法の準用の問題で、私が分かりませんと言っているのはそこなのです。法の準用が、たまたま、今回、いわゆる放射能をあるところからないところへ移動するときの基準を使っているのです。つまり、今の環境省のやっていることは、あるということを認めているのです。だから、今、○○委員の言っていることに対しては、非常に矛盾したことを言っていると私は思っています。

同じ法の運用であれば、環境省に対する意見を全国から集めた中に私も出しましたけれども、今回、ここにもあります福島の原発地域にあるP C Bどうするのだ、どうなっているのだ、これからどうするのかとしつこく質問しています。

これは前から言っていることなのだけれども、法律をおかさなくてもできる方法として、すぐそこで処理することを目的に準備しているということを、今、ここに回答していますね。そこでできるのだから、何も無理をして北海道まで持ってこなくてもいいわけです。そうしたら、今のような論争なんか要りません。

これは、我々もそうですし、ほかのいろいろな団体もそのことを言っています。だから、

すごく矛盾したことをあなたは言われていると私は思います。同じ法律を使うのなら、法律を守るという立場から物事を考えていかなければいけない。

僕は、準用という言葉の使い方が非常にあやふやだと考えたのです。これは何だろうと思ったのです。都合のいい解釈の仕方ではないかと思います。

#### 【環境省・成田次長】

ご指摘の準用という言葉の使い方については、率直に申し上げて、誤解を招く表現であつただろうと思います。私どもが準用という場合は、法律用語として、法律に「準用」と明確に書いてあるので、そういう関係はないというのは全くご指摘のとおりです。

ただ、私どもは公務員ですから、どうしても法律用語を使っているのではないかということでお指摘いただいたのだと思います。我々は誤解を招く表現であったと思いますが、あくまでもこの準用は、準じて用いる、考え方を準じて用いるという意味で使ったわけでございまして、そういう意味では、法律上の「準用」という関係はないということは全くご指摘のとおりだと思います。

他方、今、ご指摘いただいた点についてですが、まさにJ E S C Oで放射性物質についての処理を行うわけではなくて、P C Bの処理を行うということでございますので、あくまでも、我々としては、この北海道に持ってくるに当たっては、放射性物質については、通常のJ E S C Oで処理をしているP C B廃棄物と同様と言えるぐらいきれいにして持ってくると。きれいにした上で、こちらに持ち込んでおります。

どこまできれいにすればいいかということで、先ほど準用という誤解を招く表現を用いましたけれども、それで、既存の法令に基づいてどこまでやればいいかというのを我々は探した上で、その基準に準じて、その考え方を使わせていただいて、きれいにしたものを持ち込んだということでございます。

したがって、我々としては、こちらで放射性物質の処理をしたということではないと考えておりますし、法律の適用関係については、先ほど、この紙に書いたとおり、法令上の規定に基づいて適法なことをやったと考えております。

#### 【○○委員】

一つだけ、今の話に反論させていただきます。

もう一度同じこと言いますけれども、原発内のこととは原発内でやる、東京電力が責任を負う、それ以外は国がやるという分けを国がしています。しかし、状況によっては、いわゆる国の責任の部分を、原発内に持っていくことは法律違反ではないですよ。それは、お分かりですよね。だから、その選択をすべきではないかと私は主張したのです。

それに対して、無理な解釈……。

大変努力されているのは分かります。私は、現場を批判する意思はないです。みんな一生懸命やっています。この工場の方々も本当に一生懸命やっています。我々は、事故がな

いように、無理なことをしないようにということを繰り返し繰り返し主張してきています。それ以上のことは言っていません。

いわゆる福島第一原発に、福島にたまっている放射能汚染された P C B を持つて行くこと自体は何も矛盾はないのですよ。問題は、国がその決断を法律に従つてやればいいだけなのです。あなた方は、それをしなかったのです。だから、僕らに批判されているのですよ。

#### 【環境省・成田次長】

東電の福島第一原発の中に持つていって処理をするということですが、我々もありとあらゆる可能性を考えて P C B の適正処理を進めていきたいと思っておりますので、将来にわたって、そういう方向性を全く否定する気はございません。

○○委員がおっしゃったように、国の責任で処理する廃棄物を東電の敷地内でやつたら駄目だという規定はございませんので、その方向性というのは我々もきちんと意識をして今後も考えていきたいと思っております。

ただ、今回に関しては適法だと思っておりますが、様々なご意見がありますし、繰り返しになりますけれども、様々な可能性を考えて、我々としては、一般論で、別に福島に限った話はないのですが、P C B 廃棄物というのは、様々な性状、数量が出てまいりますので、そういうものと現実のスペック、あるいは、施設のある地域の住民の皆様の受け止めを総合的に勘案して今後も検討してまいりたいと思っております。

福島の廃棄物についても同様に考えております。

#### 【船水座長】

ほかの委員の方からご発言がないようでしたら、どうぞ。

#### 【○○委員】

聞きなれないことを言われるのですけれども、きれいにして持ってきたと言われましたね。そういうのは法律用語にはないのです。きれいにするというのはどういうことですか。

どこまでというのはあるのですけれども、きれいにして持ってきたなんて言葉は使わないでください。持ってきたのは、4 ベクレル／平方センチメートルだったらいいというふうに、イコール、放射性物質の影響がないということは、あなたたちが勝手に決めたことです。いつもきれいではないのです。これは、いわゆる原子炉等規正法では、これはもう汚いものなのですよ、あなたたちがきれいだと言っているだけで、その法律は二つあるわけですよね。きれいにしたという言葉は使わないでください。

そして、持ってきたもののバックグラウンドの測定がおかしいから、ずっと私がもめているのですね。測定されていないのです。実際に理解されていないというのは、先ほど言ったように、機械があったら  $\beta$  線が遮断されないではないかというばかな話がここで出て

きているから、どうにもならないのです。だから、今度は指導した人に来てもらうようになります。ぜひお願ひします。

【船水座長】

まだご発言がありますか。

【○○委員】

今度は環境省ではありません、道の関係です。

私は、北海道の関係する方々が一生懸命努力しているのは、それはそれで評価しています。ただ、今回の質問にある内容で問題にしたのは、我々が信頼してきて任せってきたといったら失礼な言い方かもしれませんけれども、道の職員が道の条例や規定、規則に基づいて本当に真面目に仕事をやっていると思っていたけれども、今回のことでのうではなかったということが出たのです。

この回答書の中にもあるけれども、ご質問をしたいのですが、この案件は知事部局の案件ですか、どこの部局の案件になるのですか。

【事務局・中尾課長】

この案件というのは、福島の対策地域内のP C B廃棄物の処理を行う案件ですか。

【○○委員】

受入れです。

【事務局・中尾課長】

受け入れるというか、私どもは知事部局の人間としております。

【○○委員】

知事部局については、私もいろいろ見て、それは知事部局の決定であるということは、知事に対して、知事が判断をする様々な資料をそろえ、努力をして、具申をするわけですね。つまり、それであれば、当然、管理規定の上に、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則があるのです。そこに書かれていることを、時間がないから読みませんけれども、いわゆる文書管理規程と共通する点を土台にして、より厳密に、道民にきちんと説明がされる、分かりやすい文書をつくって残しておけと書いてあるのです。

本当は皆さんに全文をお渡しするが一番いいと思うのですが、僕が何を怒っているかというと、あなた方は、自分たちで努力したつもりかもしれないけれども、道民が決めた規定、規則に基づいてきちんと仕事をしていなかつたということです。努力が無駄になつたか、ならないかということは別問題です。僕らは、あなた方がやる仕事を本当に信頼して

いるわけです。しかし、今回は会議もしていないということです。会議の決め方もいろいろあるよと書いているわけです。いろいろあるよといつても、管理規程を見たら、あることはあるけれども、かなり絞られてちゃんと規定されているのです。この場合はこうしなさいと書いてあるのです。それがいろいろあるようで、ちゃんと決めたのだと、ここで2回、我々に同じ回答をしているのですが、これは回答にならないです。

そして、知事部局の規定でも、それがより道民に分かりやすくしなさいということを言っているわけだから、その点では、あなた方の回答は回答になってしまいます。

例えば、あなた方が得意だと思うけれども、コンピューター上でデジタル化したものをお互いに見てやるとすれば、その文書を誰が起案したのだ、それに対する意見、あるいは、どういうふうにやったということを全部、最終的には文書にしなければいけないことになっているのです。なっていないですね。ありませんね。

私どもが怒ったのは、私どもも出したし、ほかのいろいろな団体が道に対して情報公開を求めたら、全部、不存在できたのです。不十分ですけれどもというならまだかわいいけれども、不存在で、何もない。何もないのに、知事が、室蘭市長が言い切ったから私もいいという結果でしょう、今回の推移はね。

その点でいけば、あなた方のやっていることを改めなければ駄目です。そうしないと、僕は納得できません。

今、結果が悪かったとかいいという問題ではないのです。国にも共通する問題かもしれないけれども、私の上の兄弟たちは、国にもいたし、道にもいるし、ほかの県にもいます。私は兄弟が13人いますので、中には、どうしても納得できないので辞表を出して辞めてきた人もいます。

僕は、あなた方が本当に道民に対して誠実な仕事をしてほしいわけです。今回、たまたま偶然だけれども、それが見えなかったのです。だから、ほかの団体も、どうなっているだという話になったわけです。

たまたま、私は、ここに出る機会があるから、その機会で私がやらなければ、皆さんがただぶつぶつ言っているだけになってしまうから、はっきり言わせてもらうということです。

### 【事務局・中尾課長】

回答にも書かせていただいておりますけれども、複数回にわたる開示請求があったのは事実でございます。

ここにも書かせていただいておりますが、環境省からの依頼文書や道から環境省へ回答した決定書の内容、それから、現地確認の結果など、いろいろな公文書について開示しております。ですから、全て不存在というのは違うということをご説明させていただきたいと思います。ただ、今おっしゃったように、会議記録については不存在という形で回答させていただいております。

どんな経緯で知事が判断したのか、どんな考え方があったのかというものは、おととし12月に道が取りまとめてホームページに公表した資料のとおりとなっておりまして、その内容については、昨年7月にこの円卓会議の場でも皆様に私から説明させていただくとともに、その際、今、委員がおっしゃったように、この件の検討に当たっては、通常の執務の中で検討しております、日時や場所を決定して関係者を収集するような会議形式で決定したものではないということを説明させていただいております。また、要所、要所で、北海道議会の中でご議論いただきながら、そこで意思決定が行われたということを説明させていただきました。

いずれにしましても、北海道としましては、福島県の対策地域内のものが室蘭市内に入ってくることによる室蘭市民の皆さんをはじめとした道民の皆さんの不安の気持ちを一番に考えまして、こちらにいらっしゃる室蘭市役所の方たちといろいろな相談をし、いろいろ連携しながら、非常に丁寧に扱ってきたと考えております。

今、何回も同じことを繰り返すという委員のご発言もありましたけれども、この段階になっても○○委員にご理解いただけない、私たちが適切ではない、丁寧ではないとおっしゃられるというのは非常に残念ですけれども、道としては、おととしの12月にホームページで公表した資料が判断の経緯の全てでありますので、これ以上の道としての説明は非常に厳しいと考えております。

道としては、この問題に限らず、PCBについて、引き続き真摯に対応していきたいと考えております。

### 【○○委員】

道政をやっていく過程で、政策を決めていく過程で、意思決定過程が存在するわけですね。それをきちんと、その経過や根拠を公文書にしなさいとうたっているわけです。ところが、一般の市民が見せてくださいと言ったら不存在という言葉はどこから出てきたのですか。前に出した文書あるからというのが今のお話ですね。そうではないでしょう。これは後でつけた理屈ですよ。言葉の使い方が誠実ではないです。

やった経過としては、確かに、出てきた文章を僕らも見てています。だけれども、道という自治体の意思決定過程がきちんと残って、その結果、知事が口を開いているという、その経過を知りたいと道民が言っているです。それに対して、存在しませんということはどこから出てくるのですか。

あなたたちが言っていることは、自分たちが努力したということを強調したいのは、僕も決してあなた方が人間的に駄目だと言っているわけではなくて、公務員のやり方として正確なことをやってないと言っているのです。なおかつ、我々に実はこれこれでと言っているのなら、僕らも議論の余地もあるし、考え方の整理の仕方もあるけれども、公開してくださいと出されているのは1件や2件ではないわけだから、それに不存在ということは、そこに空白がありますということでしょう。意思決定過程がありませんということを、

あなた方が言ったと同じことなのですよ。それが、今、ルールと言ったことは理屈にならないです。

【事務局・中尾課長】

開示すべき書類は全て開示しております。

会議記録については、不存在ということは事実でありまして、全てが不存在という整理はしておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

【〇〇委員】

理解できない。

なぜならば、少なくとも、あなた方は、この文章を見ても分かるように、やるときに責任者を決めて、仮に会議を開かなかったとしても、基本になる主たる文章を誰かが書いて、それを例えばコンピューター上で流して皆さんがあれを読んでというのなら分かれます。そして、それに対して意見を出して最終的にまとめて、上司に了解をもらって、内容によっては、別の課の責任者の了解をもらう。第三者が絡んだら、第三者が言ったことについて、間違いありませんかということも確認して文書に残せと書いてあるのです。

あなたが言っているのは、そのところが全く白です。そんなばかなことがありますか。それから、僕らにすれば、何か隠しているのではないかと思われても仕方ないと思います。隠していないとは思うけれども、何もしないうちに、我々に文書を出した時点で全て結論が出ていて、もっと上のところで結論を出していて、あなた方が議論しなくともいい状態になっていたというなら話は分かりますよ。それはまた別問題で、あなた方の責任ではないです。

だけれども、あなた方がやるべき仕事があるのに、それをしていなかつたということを、自分たちで存在と言っているのだから、何も弁解する必要ないです。私は、そのことを批判しているのです。我々は、お互いに信頼を基礎にして物事を話し合っているはずです。その根っこに、あなた方がやっていることが信頼を獲得できないようなことをやっているということを私は指摘しているのです。だから、納得がいかないと言っているのです。

もうこれ以上説明は要らないです。私はいろいろな方法で情報を集めます。

【船水座長】

基本的には、今日、回答をいただいたとおりで、最後の文章にあるプロセスについて、いろいろご意見があるとしても、環境省への回答に当たっては、決定書を作成し、文章による決定行為をした。そのプロセスは、どういう意思決定で云々ということは別として、これが一つのお答えであって、ほかの資料も必要なものは出したつもりというお話をあつたということです。分かりました。

ほかに、皆様からいただいたご質問、ご回答について、ご発言はありませんか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

ありがとうございました。

では、〇〇委員がもう一度というふうにおっしゃっている点ですが、質問の趣旨がうまく伝わっていなかったと理解しました。

委員は、この事業に関して意見を出していただくことができると円卓会議の決まりにありますし、質問も文書でと書いてあったという記憶がありますので、続けて、こういうことについて意見を述べられるということについては、円卓会議のルールにありますので、質問をもう少し分かりやすいようにお願ひいたしますというのが座長からのお願いです。それで、答えをいただきましょうというプロセスにしたいと思います。

よろしいですか。

(特に意義を唱える者なし)

【船水座長】

では、よろしくお願ひします。

その他について、三つ説明、報告をいただきました。

ほかにご発言はございませんか。

【〇〇委員】

P C B 处理施設の今後について、ワーキンググループをしているということですけれども、その中に、こういうふうにしたらいいですよという市民の中からアイデアを募集していただければと思います。私もいろいろ考えていまして、それを何とかそういうところに出していきたいなと思っております。どこにそれを出していいか、北海道がいいのか、室蘭市がいいのか、環境省がいいのか、その辺のところを整理して教えていただければありがたいと思います。

よろしくお願ひします。

【船水座長】

最初のご発言にもワーキング云々ということもありましたが、つまり内部での議論であるというご説明だったとは思います。何も決まっていないけれどもということが前提での話であったと思いますけれども、そのことについて、どういう形で意見を出せますか。

それについては、この円卓会議の中でという話かどうかは別として、次の会合あたりで、こういうことが考えられるかもしれないということをお願いします。

また、ワーキングでどんな話をしているか云々につきましては、極めて内部的な話だったらしようがないですが、私たちも伺えることがあるのでしたら、次の会議で、どういう議論があるのかについて、室蘭市も、北海道も、環境省もそれぞれの立場がありますし、J E S C O の準備もありますということで、少し情報をいただくことが可能であればということでお願いします。

これでよろしいですか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

ありがとうございます。

ほかに何かご発言はありますか。

(特に発言する者なし)

【船水座長】

今日予定した議事は終わりましたので、事務局にお返しします。

3. 閉　　会

【事務局・中尾課長】

船水座長、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、本日は、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

次回の監視円卓会議は、7月以降に開催したいと考えております。

日程が決まりましたら、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、今回で委員の皆様の現任期での会議は最後となります。2年間、本当にありがとうございました。

現在、次の任期の手続について進めさせていただいているところです。引き続き、委員にご就任いただける方につきましては、次回会議の前までに委嘱手続を行う予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

以上